

事務連絡  
令和6年12月16日

第8回及び第9回中小企業等事業再構築促進補助金  
採択事業者様

沖縄県商工労働部中小企業支援課長  
(公印省略)

沖縄県中小企業等事業再構築促進補助金の申請に係る留意点について

令和6年11月13日付け(商中第565号)で、沖縄県中小企業支援課から募集案内を送付させていただきました「沖縄県中小企業等事業再構築促進補助金」について、申請に係る留意点のご連絡です。

申請書類をEmailにて提出する際、データの容量が大きい場合は、複数に分けて送信していただきますようお願いいたします(添付データの最大容量目安:6.9MB)。

データ容量が大きく、メールが届かないケースが多発しております。

なお、令和6年12月16日以前に申請書類を提出いただいている事業者様には、令和6年12月17日に、「【申請受付のご連絡】沖縄県中小企業等事業再構築促進補助金申請者様へ」というタイトルのメールを送付させていただいております。

令和6年12月16日以前に申請したのに上記メールが届いていない事業者様は、お手数ですが、下記問い合わせ先まで確認のお電話をいただきますようお願いいたします。

また、令和6年12月17日以降に申請される事業者様についても、申請後は必ず確認のお電話をしていただきますようお願いいたします。

○問い合わせ先

沖縄県商工労働部中小企業支援課 金融班

沖縄県中小企業等事業再構築促進補助金担当: 程塚(ほどつか)、上木(うえき)、  
目取真(めどるま)

※お問合せの際は、「事業再構築促進補助金担当 担当あて」とお申し出ください

TEL: 098-866-2343 / Email: [aa052108@pref.okinawa.lg.jp](mailto:aa052108@pref.okinawa.lg.jp)

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 (沖縄県本庁舎8階)

※ 補助金の内容については、以前お送りした募集案内資料または下記 HP にてご確認ください。

(URL)

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/shigoto/shien/1010056/1022723/1031716.html>

(QR コード)



## 【参考】

### 1. 補助対象者について

次に掲げる要件を全て満たす者を補助対象者とします。

- (1) 県内に主たる事業所を有する事業者であること。
- (2) 中小企業等事業再構築促進補助金交付規程（以下「国補助金交付規程」という。）別紙1で定める中小企業者等であること。  
※国補助金交付規程別紙1で定める中堅企業等及び対象リース会社は対象外です
- (3) 国補助金第8回又は第9回公募分の交付決定を受けた者であること。
- (4) 国補助金第8回又は第9回公募分の交付決定を受けた事業が、令和6年4月1日から令和6年12月31日までに完了しており、令和7年3月31日までに国補助金の補助金確定通知書を受理する者であること。
- (5) 事業税に滞納がないこと。

### 2. 交付申請期間

令和6年11月15日（金）～令和7年1月10日（金）まで